

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3305

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 24 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所賃貸料（本町事務所）		
備考			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3305

(2/2)

07-07-24 入金
07-07-24 手数料

*80,000
*440

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

無事ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行 取引口座 振込先

0017 [REDACTED]

収 入 店 振 込 日 時

57102 07-07-24 08:54

お振込み額 振込手数料

振込 *80,000 手数料 *440

お取引店の振込印

[REDACTED]

お取引店名

[REDACTED]

登録番号 0001

イケマノノ 74様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 400002

印紙税申告書
領収書
税務署承認済

【募集要項】									
(1) 賃貸物件の目的物									
名称	横浜住居賃貸事業別荘								
所在地	〒226-0037 埼玉県さいたま市緑区大塚町5丁目5-10								
用途	住居 (一戸建)								
戸数	戸	間数	地上	3	階	地下	階	工事始り年月	
生付年月	1階		手築	築年数		0		築価	29.75 円
(2) 事業内容(具体的に記載すること)									
埼玉県緑区民会館良田 邸長小島信明事務所									
(3) 契約期間									
始期	2025年09月01日				2年0月0日				
終期	2027年04月30日								
(4) 賃料・管理費・共益費・その他賃金及び支払方法									
賃料等	賃金	月額	80,000	円	月数		円		
		敷金	1	円	敷金		円		
	支払時期(前払)	前払金と同様に							
	敷金(前払)	80,000	円	賃料	1ヶ月分				
	更新料	前賃料の0.5ヶ月分	0	円	更新料等前払金	44,000	円		
(5) 貸主及び管理権者									
貸主	住所	[REDACTED]							
	電話番号	TEL. [REDACTED]							
管理権者	住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市緑区本町8丁目1-1							
	電話番号	TEL. 048-756-0539							
賃貸物件の権利の所有権及び占有権は、以下のとおり記載されている。									
(6) 借主	植物の所有者	住所	[REDACTED]						
	所有権者								
(7) 借主									
借主 (2)	氏名	埼玉県緑区民会館良田 小島 信明							
	生年月日	性別	性別	職業	職業	TEL.	048-756-1624		
	結婚状況								
(7) 賃貸保証及び権利関係									
賃貸保証人及び保証状況	保証人	保証人数							
	氏名	小島 信昭				生年月日			
	住所	埼玉県さいたま市緑区大塚町5丁目301				TEL.			
	保証金	0				保証金			
貸主管理費負担割合	15%				賃貸保証金共済会保証番号				
(8) 特別条項									
・契約終了後30日、又は更新料請求通知として賃貸料の3ヶ月分相当額に管理費等交付した額を借主兼倉庫へ支払うこと。 ・借主が物件の用に供するに足らずまたは違用・悪用したものと及び該物件を全て毀損し、原状回復したうえで本物件を明け渡すものとする。 ・借主が管理費用を滞りしたものとについてはその限りではない。 ・前項の場合に借主は貸主に対し、毀損した物件・設備・内装等の買戻請求は一切認めないとする。									

令和7年 4月 2日

資主(甲) 代理 株式会社 宝来屋不動産商会

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

借主(乙)

連人名 埼玉県議会自民党議員団

代表者 小関 信昭

所在地 さいたま市若槻区本町5-5-12

TEL [REDACTED]

資金渡与先 (担当者) 氏名 [REDACTED]

TEL 048-758-1624

擔保保証人(丙)

氏名 別紙

住所

TEL

更新專案契約書 (普通營業借) 1 / 3

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3333

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	8,250 円
項目	事務所費	充当額	7,425 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代として		
備考	駐車場代 ￥7,700 振込手数料 ￥550		

支払証明書あり

理由 振込のため領収書なし

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
070725	014	01	0121	
種別	店舗番号	口座番号		
09		現金扱		
お取引内容		手数料	お取引金額	
お振込			¥8,250	
お取引時刻		お取引後残高		
11:23		おつり ¥2,000		
武蔵野銀行				
武里支店				
普通	口座番号 1088058			
受取人	カ・サンハウジング様			
依頼人	サカエ ヒロミ 様			
振込日	07-07-25			
振込金額	¥7,700			
振込手数料	¥550			
0725015				

印紙税申告納
 付につき大宮
 税務署承認済

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

 武蔵野銀行

駐 車 場 使 用 契 約 書 （更新用）

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング	管理番号	
所 在 地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃 借 人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額 7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	賃料の ヵ月分
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)	(更新時積み増し金)	円
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)		円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和7年06月02日 から 令和9年06月01日 まで		
支払方法	☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座振替		
振込先			

[契約車輛および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 7 年 5 月 13 日

賃貸人(甲) 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: 貸主代理人(株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博

電話: 048-739-1235

賃借人(乙) 住所:

氏名: 榮 寛美

電話:

勤務先:

住所:

連帯保証人(丙) 住所:

氏名:

印 電話:

極度額:

仲介人

免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

主たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

商号又は名称: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士:

登録番号:

事務所名: 株式会社サンハウジング

電話: 048-739-1235

所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3334

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	7 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

建物賃貸借契約書（事業用）

譲渡

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 403号室
所在地（住居表示）	東京都東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造2階メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（専断使用）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公共水道（専用）、電気電力メーター（専用）、公共下水（専用）、冷暖房機、駐車スペース（2台分）電気給湯かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和7年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	令和18年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して1ヶ月間までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月間までに、書面により解約の申込みを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 88,000円（内消費税等 円・税率 %）
員証費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	88,000円 賃料1ヶ月分（費便済み）
保証金（敷金）の償却・割引	敷金の償却、割引はありません。
家賃保証	48,000円 3年加入 円
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う ☒ 振込 ☐ 現金 振込先金融機関名 口座番号 口座名義人・フリガナ 支店名 口座番号 口座名義人・フリガナ 振込手数料負担者 借主 持主先

家賃保証は借家人賠償金交付5に3年間加入。保証金額は家賃の対価により金額が異なります。上記の48,000円は目安としてください。以下余白

(5) 借主

借主	氏名 住所 電話
----	----------

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所 氏名
--------	-------

(6) 連帯保証の保証額

保証額	円
-----	---

(7) 家賃保証保証業者

家賃保証保証業者	商号または名称 電話
所在地	
家賃保証保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（☐ 有・☐ 無）

更新料の金額	☒ 更新料の0.25ヶ月分 ☐ 円
--------	--

契約更新時の更新料はなしとします。但し、契約更新時に修繕作成費、他、更新手数料として借主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつ22,000円（消費税込み）を支払うものとします。以下余白

特約事項

1.本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充てさせていただきます。
 ハウスクリーニングにあたり業者からの見積もり後クリーニング工費に取り扱います。
 クリーニング工事費が敷金より少ない場合は敷金の返還し、敷金を返還するクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内で修繕工事等が必要と認められた場合、敷金を充てさせていただきます。
 2.室内のエアコンや照明器具、造作等は退去までの賃貸借に付し入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担で行うものとし貸主は行いません。
 不動産賃貸保証協会のうち、第5条（保証費）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結しました。その証として本契約書と連帯を作成し、貸主、借主、署名押印の上、各自その通を保持する。

令和7年6月2日

貸主（住所）
 （氏名）
 （電話番号）

借主（住所）
 （氏名）
 （電話番号）

連帯保証人（住所）
 （氏名）
 （電話番号）
 （印）
 （印）
 円

宅建建物取引業者・宅建士
 （この契約書は宅建建物取引業者が法に定められている書類を基に作成しています）

取引態様 ☒ 媒介 ☐ 代理
 免許証番号 埼玉県知事（第 22151 号）
 事務所所在地 埼玉県池田市池田1066-1
 1階
 商号（株）ホームナビ
 代表者 西崎 英幸
 登録番号
 宅建建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

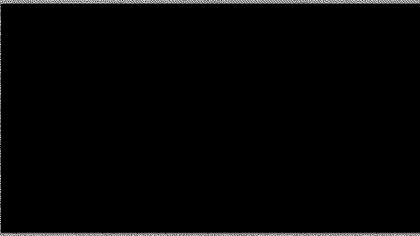
政務活動費 領収書等貼付用紙

3335

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	770 円
項目	事務所費	充当額	616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	8 月分事務所賃借料振込手数料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	07-07-25	15:41	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (硬 貨)
万円 千円 千円			円
お振込明細またはご案内			
お受取人			
	登録番号 0003		
ご依頼人	サイタマケンキ“カイキ”イン ナカヤツキ ヲ様		
	電話番号 048-541-8110 取扱番号 600003		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3336

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	30,000 円
項目	事務所費	充当額	27,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃		
備考			

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 楠沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により両書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

建 物	名 称	野間貸店舗 1~2階 号室区画番号(東)	
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号 (登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 (家室番号) 忍1003	
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> ・セメント瓦葺・緑屋根・その他 ()/ 2 階建/全(2)戸	
	種 類	居宅	新築年月 年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積 m ²)	
附 属 施 設			

廣東省經濟發展委員會

令和7年 6月24日 から 令和9年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

資 料 等		管理費 共益費		月額 (内消費税等)		テナント 総合保険		借主自己手配 (保険証券の写し提出)	
賞 料	月額 30,000円 (内消費税等)								
敷 金	据置 90,000円 (資料 3ヶ月)	看板 掲出料		無料		附 属 施設料	月額 (内消費税等)		
札 金	初回 30,000円 (資料 1ヶ月)	更新料	新資料の1ヶ月分			更新事務 手数料	新資料の1/4ヶ月分 +消費税		
その他の条件		自治会費は借主負担。							
貸与する建	建 No.								
	本 数								
資料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで							
資料等 の支払 方法	☒ 振 込	振込手数料は借主負担となります							
	☐ 持 参	持 参 先							
	☐ 口座引落	委託会社名							

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 ※お預け金額をご確認ください。◎ 埼玉りそな銀行
 ※お持ち帰りください。

取引銀行 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
 001 *****

取扱店	取扱内容	時刻
56503	07-07-25	10:09
お振込内容	お取引金額(円)	手数料
預込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)	おつり	

お取引金額	お振込金額	お振込日
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇

お振込明細書をお送りします。電話

お振込明細書をお送りします。

14

査封番号 0002

キャッシュカード番号 7777 7777 7777 7777

電話番号 250001

印紙税申告書
 印紙税申告書
 印紙税申告書

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3337

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	4,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3338

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	9,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代		
備考			

※契約期間に
過ぎているが
自動更新に
なっています

帝沼貴氏

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容を正確かつ速くお持ち帰ください。  **セiyu銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取引日	お取引日	期別	
56503	07-07-25	10	10
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高 (円)		おつり	

お取引明細書内訳 (100円) (100円) (100円)		C 認証	
お振込明細書とはご不同		電信	
登録番号 0004			
リママタカリセイムカト クリ ムコ様			
電話番号		印紙税申告納付	
取扱番号	250001	税務署承認	

*印紙税を納付しない場合は*印で印してあります。 →

政務活動費 領収書等貼付用紙

3339

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	22,500 円
項目	事務所費	充当額	18,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所駐車場 賃借料 7 月～9 月支払分		
備考	① 2025 年 8 月 26 日、9 月 26 日 ②月額 7,500 円× 3 か月＝ 22,500 円 ⑤埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

契約更新のご案内

356-0035
埼玉県ふじみ野市丸山7-1
萩原コーポ 102
渡辺 大 様

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	P萩原コーポ	部屋番号	
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日 (2年間)		

【送付書類】

☒ 契約更新のご案内(本書) ☒ 更新お手続き方法変更のお知らせ ☐ その他()
☐ その他() ☐ その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円



8月～新賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	3,750 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		3,750 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

☒ 更新費用お振込先

☐

みずほ銀行 鶴瀬支店 普通 1922914	
カ) ワタナベジュウケン	

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ず
お手続をお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。
★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますよう
お願い致します。

✉ koushincenter@w-juken.com

〒354-0021
埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)



駐車場賃貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コーポ		
契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日		
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料	
振込口座			

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)			
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所 〒		
	フリガナ	生年月日	1974年 6月 25日
	氏 名	渡 辺 大	TEL 携帯
	メールアドレス	090-4241-4311	
	勤務先	住所	
TEL			

保証会社	会社名		
------	-----	--	--

仲介人	株式会社 渡辺住研	営業担当	
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階		
	TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号		
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 TEL 049-255-1010	宅地建物 取引士	
埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK			

(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			締結日	2022年 7月 26日
--	--	--	-----	--------------

太枠をご記入下さい。

駐車場使用約款

第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。

第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算には行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。

- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社)
通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。

但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
- 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
(賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。

第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。

第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。

第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書交付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引降しすることを乙は承諾するものとする。

第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。

第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。

第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下車に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。

- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
- 火気の取扱等を行わないこと。
- 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
- 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
- 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
- その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。

第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。

第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
この場合既に納入した駐車料金は返却しない。

第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の1ヶ月分相当額を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡し申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
この場合甲、乙共に異議申立てしない。
なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。

第13条 特約事項

- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
- 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からでも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
- 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時まで、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
- 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社(附随建研)に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
- 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
- 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞納した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに達する時は賃料等に充当するものとする。
- 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
- 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
- 雷撃きは、契約者乙の責任において行うものとする。
- 車の故障等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
- 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
- 税法の改正により消費税等の税額が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税額により計算した額とする。

受付時間 9:45～17:45定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休職中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、**更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。**更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいますようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様はお手続きをお願い致します。

□ ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。

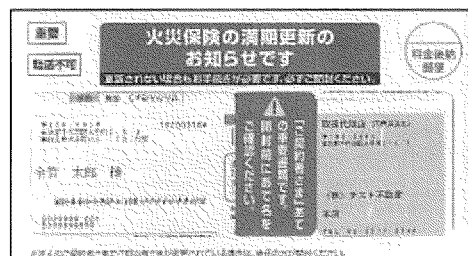


こちらのQRコードからアクセスできます↑

□ 火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■ 『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月程前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。
コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■ 上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）



□ 保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

□ ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。
解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3340

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	174,960 円
項目	事務所費	充当額	139,968 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃借料 7 月～9 月支払い分		
備考	① 2025 年 8 月 26 日、9 月 26 日 ②月額 58,320 円× 3 か月＝ 174,960 円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

W0

住宅賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1				
	物件名称	萩原コーポ		3DK	102号室	
	構造	本造	2階建	専有面積	48㎡	
契約期間		2022年8月1日		～	2024年7月31日	
家賃		55,000円	共益費	2,000円	町会費	円
敷金		円		礼金	円	
更新料		新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※		仲介手数料 ※	円
保証料		円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※	1,200円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)			
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	契約時 住所		
	ふりがな	生年月日 1974年 6月25日	
	氏 名	渡 辺 大 090-4241-4311 TEL 携帯	
	メールアドレス		
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による		
入居者情報			
緊急連絡先 (身元引受人)			
丙 連帯保証人	続柄		
	ふりがな	生年月日	
	氏 名	TEL	
	勤務先 TEL	住所	
丙 (保証会社)	会社名		
仲介人	株式会社 渡辺住研	営業担当	
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階		
	TEL 049-253-3636 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号		
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 TEL 049-255-1010 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	宅建業務 取引先	
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			
締結日			2022年 7月26日
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。			

※太枠にご記入下さい

貸貸人(甲)と貸借人(乙)は、左記欄の貸貸(以下「本貸貸」といいます。)の貸貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読し承諾の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

第1条(使用目的)

乙は本貸貸の居住者を別紙貸貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

第2条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

第3条(賃料、共益費等)

- 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
- 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
- 乙の賃料等の支払いは前家賃払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合には賃料等の支払期日は前月末日までとします。

賃料等の振込口座

- 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
- 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
- 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
- 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記載された日とします。

第4条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸貸にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相応となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

第5条(諸経費の負担)

本貸貸内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸貸明渡し時にはそれらの金を精算してから退去しなければなりません。

第6条(遅延損害金)

乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

第7条(連帯保証人)

- 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
- 連帯保証人(以下「丙」とします。)は契約時賃料の12ヶ月相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、本契約が終了し乙が本貸貸を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
- 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
- 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
- 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
- 丙が、甲に対し、身分証明書を提供して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

第8条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

- 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸貸内の乙の所有あるいは保管にかかわる物品等の処分権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸貸内の残置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
 - 乙が賃料等の支払を2ヶ月以上滞りし、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
 - 乙が甲への借付金をせずに所在不明のまま30日以上経過したとき。
 - 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

第9条(緊急連絡先兼身元引受人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。

2. 緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、

乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

- 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸貸を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
- 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
- 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

第10条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸貸の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸貸内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

第11条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸貸及び本貸貸の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際は自費をもって原状に復するものとします。

第12条(善管注意義務)

乙は本貸貸及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

第13条(禁止・制限・遵守事項)

- 乙は、本貸貸の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
- 乙は、本貸貸の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - 暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - 排水管に、排水管を傷みさせ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - 大音量・高音を発するテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - 盗賊、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - 騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
 - 錠、錠の改変または追加等により、本貸貸の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - 本貸貸を売春または賭博等の場所に提供する行為。
 - 本貸貸を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - 前各号の他公序良俗に反する行為、本貸貸及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

契約更新のご案内

356-0035
埼玉県ふじみ野市丸山7-1
萩原コーポ 102
渡辺 大 様

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	萩原コーポ	部屋番号	102
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ～ 2026年7月31日 (2年間)		

【送付書類】

☒ 契約更新のご案内(本書) ☒ 更新お手続き方法変更のお知らせ ☐ その他()
☐ その他() ☐ その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円



8月～新賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	27,500 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		27,500 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

☒ 更新費用お振込先

☐ 2枚合算してお振込下さい

みずほ銀行 鶴瀬支店 普通 1922914	合計 31,250 円
カ) ワタナベジュウケン	

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ず
お手続をお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名をお願いします。

★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますよう
お願い致します。

✉ koushincenter@w-juken.com

〒354-0021

埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を遠振) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00～PM4:00(定休日:水曜・日曜)



賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、**更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。**更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいますようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様はお手続きをお願い致します。

□ ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。

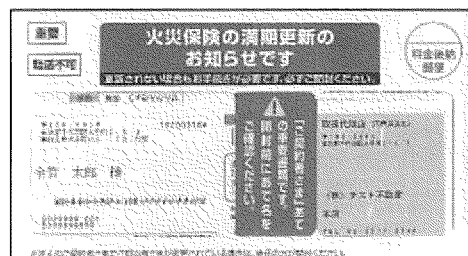


こちらのQRコードからアクセスできます↑

□ 火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■ 『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月程前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。
コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■ 上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）



□ 保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

□ ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。
解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3341

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	23,100 円
項目	事務所費	充当額	18,480 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場賃借料 7 月～9 月支払分		
備考	① 2025 年 8 月 25 日、2025 年 9 月 25 日 ②月額 7,700 円×3 か月＝23,100 円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

駐車場使用契約書

<物件の表示>

所在地 埼玉県ふじみ野市丸山516

名称 丸山第二駐車場

第 黒 号

<メーカー・車名>

トヨタ / プ

<ナンバー>

<賃料> 7,700 円

<保証金> 7,560 円

貸主

(甲)

借主 渡辺 大

(乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

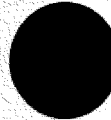
賃貸借の期間は 2025年7月1日 より 2026年6月30日 までとする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

- 第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。
- 第2条 第2条賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事(振り込み手数料は乙の負担とする)
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。
- 第4条 車両変更の場合は届け出る事。
- 第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。
- 第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする。
- 第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。
- 第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第10条 乙が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない。
- 第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。
- 第12条 双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は甲に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 本契約を解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 乙が本契約を解除その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 乙が本契約の目的外に改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

裏面契約の証として、本契約書を2通作成して甲乙署名捺印の上書く1通を所持する。

令和 7 年 6 月 3 日

貸主(甲)	住所	
	氏名	
借主(乙)	住所	
	氏名	渡辺 大
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西3丁目8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫夕子
取引士	登録番号	
	氏名	



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3342

(1/3)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	60,330 円
項目	事務所費	充当額	54,297 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料		
備考			

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
07-07-25	0411	002
お取引 種 類	お引出し	
カード番号(口振番号)		取引通番
*****		0263
お取引金額	カード発行銀行	両支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
15:28		
ご利用手数料		¥330

お受取人

様

ご依頼人

イツカ トシヒコ様

0495212542

印紙税申告納
付につき字部寫

1万円	5千円	2千円	1千円	500円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行

•このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3343

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	13,860 円
項目	事務所費	充当額	12,474 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	来客用駐車場賃借料（2 台分）7 月分		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3343

(2/2)

店名
[Redacted]

口座番号
[Redacted]

渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]			
07-07-25 送金	*13,860		
③ 駐車場賃借料(7月分)			

※お支払のレシート等で入金のお金は、摘要欄に約払額が記載されている予定日を表示します。
お支払の金額は、この年等の繰上りにより異なります。詳細は窓口にて照会ください。
※お支払の金額は、お支払の金額、お預りの金額、差引残高
※普通預金で入金、普通預金に振り込まれた通帳等により表示
※お支払の金額は、お支払の金額とさせていただきます。

新白岡駅東口 [REDACTED] パーキング契約書

賃貸人	[REDACTED]	(以下甲という)
賃借人	渡辺 隆一郎	(以下乙という)
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 [REDACTED]	
名称	[REDACTED] パーキング	番号 [REDACTED]
賃料	月額金 6,600円	
車種・車番	7777 [REDACTED]	他/台
賃料振込先	口座名義 [REDACTED]	(振込手数料は乙の負担とする)

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日より2025年6月30日 迄向こう2年間
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

- 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
- 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
6. 違法車両(改造車)の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口

パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年7月1日

賃貸人(甲) 住所

氏名

電話

FAX

賃借人(乙) 住所

氏名 渡辺 聡一郎

電話

携帯

1. 送金日には送金額と所定の手数料を合算して指定口座から引落しのうえ送金します。
2. 送金日の午後3時以後に引落口座へ入金する資金については、同日付の送金処理が行なわれない場合があります。
3. 本控えは、消費税の仕入税控除を受けるための書類となりますので大切に保管してください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3344

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 25 日	支出額	160,100 円
項目	事務所費	充当額	128,080 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃代（8 月分）・駐車場代（8 月分）		
備考	事務所家賃（8 月分） $155,100 \times 0.8 = 124,080$ 駐車場（8 月分） $5,000 \times 0.8 = 4,000$ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)



普通网友

飯能信用金庫
名義人 内沼博史

[illegible]

家賃内訳(メイクベター株式会社)	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代(平沼株式会社)
駐車場代5,000 × 4台=20,000 内1台分=5,000

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター㈱ (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構 造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡しした後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢229-2

氏名 内 沼 博 史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番 号	NO. [redacted]	駐車料金	月額20,000円
所 在 地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和7年 7月 1日から令和9年 6月30日迄の2年間とする。				
振 込 先	[redacted]	口 座	[redacted]		
		名 義	[redacted]		
パーカー、名称	ホンダ ステップワゴン 黒	色		登録番号	

- 第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第 4 条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和7年 5月 30日

貸主(甲) 住 所 [redacted]
氏 名 [redacted]
所在地 埼玉県飯能市仲町2-2
(甲)代理人 商号 全平沼株式会社
電 話 042(972)7800

借主(乙) 住 所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏 名 内沼 博史
電話番号
ご自宅 042 (972) 6432
お勤め先 [redacted]
(社 名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。